

京都市老人介護支援センター条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則を公布する。

平成18年2月28日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市規則第137号

京都市老人介護支援センター条例の一部を改正する条例の一部の施行期
日を定める規則

京都市老人介護支援センター条例の一部を改正する条例(平成17年10月21日
京都市条例第28号)中別表京都市西院在宅介護支援センターの項の次に1項を加え
る改正規定の施行期日は、平成18年3月1日とする。

(保健福祉局長寿社会部長寿福祉課)